

協議第 1 4 号

保健、医療事業の取扱いについて

保健、医療事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 健康日本 2 1 地方計画については、新市の総合振興計画策定に合わせ策定する。それまでの間は、現行のとおりとする。
- 2 予防接種（乳幼児、児童・生徒、高齢者）については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。
- 3 基本健康診査については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。
- 4 がん検診については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。

平成 1 7 年 1 月 1 2 日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会
会 長 深谷市長 新 井 家 光

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

1 / 14

協定項目	22-10 保健、医療事業の取扱い	関係項目	健康日本21地方計画に関すること 予防接種（三種混合、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎、ツベルクリン及びBCG）に関すること（乳幼児） 予防接種（二種混合、日本脳炎）に関すること（児童・生徒） 予防接種（インフルエンザ）に関すること（高齢者） 基本健康診査に関すること がん検診（肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん）に関すること	専門部会	福祉部会
				分科会	保健分科会
調整方針	<p>1 健康日本21地方計画については、新市の総合振興計画策定に合わせ策定する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>2 予防接種（乳幼児、児童・生徒、高齢者）については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>3 基本健康診査については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>4 がん検診については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p>				

現況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
1 健康日本21地方計画に関すること				
[名称] 健康ふかや21プラン [策定時期] 平成15年3月	策定中（平成16年度）	[名称] 健康日本21inかわもと [策定時期] 平成15年3月	未策定	健康日本21地方計画については、新市の総合振興計画策定に合わせ策定する。それまでの間は、現行のとおりとする。

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
[計画期間] 平成15年度から 平成22年度まで		[計画期間] 平成15年度から 平成22年度まで		
2 予防接種（乳幼児）・三種混合に関すること				
[対象者] 生後3か月以上 90か月未満 [接種方法] 個別 [接種場所] 委託医療機関 [実施時期] 通年 [実績数]（15年度） 延べ3,773人	[対象者] 生後3か月以上 90か月未満 [接種方法] 集団・個別併用 [接種場所] 集団：母子健康センター 個別：委託医療機関 [実施時期] 集団：年8回 個別：通年 [実績数]（15年度） 延べ604人	[対象者] 生後3か月以上 90か月未満 [接種方法] 個別(16年度～) [接種場所] 委託医療機関 [実施時期] 通年 [実績数]（15年度） 延べ332人	[対象者] 生後3か月以上 90か月未満 [接種方法] 個別 [接種場所] 委託医療機関 [実施時期] 通年 [実績数]（15年度） 延べ377人	予防接種（乳幼児）については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。
2 予防接種（乳幼児）・ポリオに関すること				
[対象者] 生後3か月以上 90か月未満	[対象者] 生後3か月以上 90か月未満	[対象者] 生後3か月以上 90か月未満	[対象者] 生後3か月以上 90か月未満	予防接種（乳幼児）については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
[接種方法] 集団（経口投与） [接種場所] 総合健診センター [実施時期] 年2回（4・10月） [実績数]（15年度） 延べ1,990人	[接種方法] 集団（経口投与） 一部個別 [接種場所] 集団：母子健康センター 個別：委託医療機関 [実施時期] 年2回（5・10月） [実績数]（15年度） 延べ283人	[接種方法] 集団（経口投与） [接種場所] 保健センター [実施時期] 年2回（5・9月） [実績数]（15年度） 延べ189人	[接種方法] 集団（経口投与） [接種場所] 保健センター [実施時期] 年2回（4・10月） [実績数]（15年度） 延べ230人	
2 予防接種（乳幼児）・麻しんに関すること				
[対象者] 生後12か月以上 90か月未満 [接種方法] 個別 [接種場所] 委託医療機関 [実施時期] 通年 [実績数]（15年度） 1,011人	[対象者] 生後12か月以上 90か月未満 [接種方法] 個別 [接種場所] 委託医療機関 [実施時期] 通年 [実績数]（15年度） 166人	[対象者] 生後12か月以上 90か月未満 [接種方法] 個別 [接種場所] 委託医療機関 [実施時期] 通年 [実績数]（15年度） 116人	[対象者] 生後12か月以上 90か月未満 [接種方法] 個別 [接種場所] 委託医療機関 [実施時期] 通年 [実績数]（15年度） 122人	予防接種（乳幼児）については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
2 予防接種（乳幼児）・風しんに関すること				
<p>[対象者] 生後12か月以上 90か月未満</p> <p>[接種方法] 個別</p> <p>[接種場所] 委託医療機関</p> <p>[実施時期] 通年</p> <p>[実績数]（15年度） 927人</p>	<p>[対象者] 生後12か月以上 90か月未満</p> <p>[接種方法] 集団・個別併用</p> <p>[接種場所] 集団：母子健康センター 個別：委託医療機関</p> <p>[実施時期] 集団：年2回（9・1月） 個別：通年</p> <p>[実績数]（15年度） 134人</p>	<p>[対象者] 生後12か月以上 90か月未満</p> <p>[接種方法] 個別</p> <p>[接種場所] 委託医療機関</p> <p>[実施時期] 通年</p> <p>[実績数]（15年度） 117人</p>	<p>[対象者] 生後12か月以上 90か月未満</p> <p>[接種方法] 個別</p> <p>[接種場所] 委託医療機関</p> <p>[実施時期] 通年</p> <p>[実績数]（15年度） 99人</p>	<p>予防接種（乳幼児）については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p>
2 予防接種（乳幼児）・日本脳炎に関すること				
<p>[対象者] 生後36か月以上 90か月未満</p> <p>[接種方法] 個別</p> <p>[接種場所] 委託医療機関</p>	<p>[対象者] 生後36か月以上 90か月未満</p> <p>[接種方法] 集団・個別併用</p> <p>[接種場所] 集団：母子健康センター 個別：委託医療機関</p>	<p>[対象者] 生後36か月以上 90か月未満</p> <p>[接種方法] 個別（16年度～）</p> <p>[接種場所] 委託医療機関</p>	<p>[対象者] 生後36か月以上 90か月未満</p> <p>[接種方法] 個別</p> <p>[接種場所] 委託医療機関</p>	<p>予防接種（乳幼児）については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p>

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
[実施時期] 通年 [実績数] (15年度) 延べ 2,783 人	[実施時期] 集団：年 7 回 (5 ~ 7 月) 個別：通年 [実績数] (15年度) 延べ 458 人	[実施時期] 通年 [実績数] (15年度) 延べ 326 人	[実施時期] 通年 [実績数] (15年度) 延べ 356 人	
2 予防接種 (乳幼児)・ツベルクリン及びBCGに関すること				
[対象者] 生後 3 か月以上 4 歳未満 [接種方法] 集団 [接種場所] 総合健診センター [実施時期] 7・11・3月 [実績数] (15年度) ツベルクリン 1,075 人 BCG 1,071 人	[対象者] 生後 3 か月以上 4 歳未満 [接種方法] 集団・一部個別 [接種場所] 集団：母子健康センター 個別：委託医療機関 [実施時期] 集団：4・9月 個別：通年 [実績数] (15年度) ツベルクリン 140 人 BCG 128 人	[対象者] 生後 3 か月以上 4 歳未満 [接種方法] 集団 [接種場所] 保健センター [実施時期] 年 6 回 (隔月) [実績数] (15年度) ツベルクリン 99 人 BCG 96 人	[対象者] 生後 3 か月以上 4 歳未満 [接種方法] 集団 [接種場所] 保健センター [実施時期] 年 6 回 (隔月) [実績数] (15年度) ツベルクリン 105 人 BCG 101 人	予防接種 (乳幼児) については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
2 予防接種（児童）・二種混合に関すること				
<p>[対象者] 小学6年生 (11歳以上13歳未満)</p> <p>[接種方法] 集団</p> <p>[接種場所] 市内小学校(12校)</p> <p>[実施時期] 5～7月</p> <p>[実績数](15年度) 1,068人</p>	<p>[対象者] 小学6年生 (11歳以上13歳未満)</p> <p>[接種方法] 集団・一部個別</p> <p>[接種場所] 集団：町内小学校(4校) 個別：委託医療機関</p> <p>[実施時期] 集団：10～11月 個別：通年</p> <p>[実績数](15年度) 166人</p>	<p>[対象者] 小学6年生 (11歳以上13歳未満)</p> <p>[接種方法] 集団</p> <p>[接種場所] 町内小学校(2校)</p> <p>[実施時期] 10月</p> <p>[実績数](15年度) 114人</p>	<p>[対象者] 小学6年生 (11歳以上13歳未満)</p> <p>[接種方法] 集団・一部個別</p> <p>[接種場所] 集団：町内小学校(1校) 個別：町内委託医療機関</p> <p>[実施時期] 集団：10月 個別：集団後その年度内</p> <p>[実績数](15年度) 122人</p>	<p>予防接種(児童・生徒)については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p>
2 予防接種（児童・生徒）・日本脳炎に関すること				
<p>[対象者] 小学4年生 (9歳以上13歳未満) 中学3年生 (14歳以上16歳未満)</p> <p>[接種方法] 個別</p>	<p>[対象者] 小学4年生 (9歳以上13歳未満) 中学3年生 (14歳以上16歳未満)</p> <p>[接種方法] 集団・一部個別</p>	<p>[対象者] 小学4年生 (9歳以上13歳未満) 中学3年生 (14歳以上16歳未満)</p> <p>[接種方法] 集団</p>	<p>[対象者] 小学4年生 (9歳以上13歳未満) 中学3年生 (14歳以上16歳未満)</p> <p>[接種方法] 集団・一部個別</p>	<p>予防接種(児童・生徒)については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p>

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
<p>[接種場所] 委託医療機関</p> <p>[実施時期] 通年</p> <p>[実績数] (15年度) 小学生：780人 中学生：733人</p>	<p>[接種場所] 集団：町内小学校(4校) 町内中学校(1校) 個別：委託医療機関</p> <p>[実施時期] 集団：5～7月 個別：通年</p> <p>[実績数] (15年度) 小学生：153人 中学生：166人</p>	<p>[接種場所] 町内小学校(2校) 町内中学校(1校)</p> <p>[実施時期] 5～6月</p> <p>[実績数] (15年度) 小学生：119人 中学生：116人</p>	<p>[接種場所] 集団：町内小学校(1校) 町内中学校(1校) 個別：町内委託医療機関</p> <p>[実施時期] 集団：6月 個別：集団後その年度内</p> <p>[実績数] (15年度) 小学生：128人 中学生：136人</p>	
2 予防接種(高齢者)・インフルエンザに関すること				
<p>[対象者] ・65歳以上で接種を希望する者 ・60歳以上65歳未満で一定の心臓、じん臓、若しくは呼吸器等の機能に障害を有する接種を希望する者</p> <p>[接種方法] 個別(任意)</p> <p>[接種場所] 委託医療機関等</p>	<p>[対象者] ・65歳以上で接種を希望する者 ・60歳以上65歳未満で一定の心臓、じん臓、若しくは呼吸器等の機能に障害を有する接種を希望する者</p> <p>[接種方法] 個別(任意)</p> <p>[接種場所] 委託医療機関等</p>	<p>[対象者] ・65歳以上で接種を希望する者 ・60歳以上65歳未満で一定の心臓、じん臓、若しくは呼吸器等の機能に障害を有する接種を希望する者</p> <p>[接種方法] 個別(任意)</p> <p>[接種場所] 委託医療機関等</p>	<p>[対象者] ・65歳以上で接種を希望する者 ・60歳以上65歳未満で一定の心臓、じん臓、若しくは呼吸器等の機能に障害を有する接種を希望する者</p> <p>[接種方法] 個別(任意)</p> <p>[接種場所] 委託医療機関等</p>	<p>予防接種(高齢者)については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p>

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
[実施時期] 10～12月 [助成額] 市負担額 3,000 円 [実績数] (15年度) 9,631 人	[実施時期] 10～12月 [助成額] 町負担額 2,000 円 [実績数] (15年度) 1,451 人	[実施時期] 10～12月 [助成額] 町負担額 2,000 円 [実績数] (15年度) 969 人	[実施時期] 10～12月 [助成額] 町負担額 2,000 円 [実績数] (15年度) 859 人	
3 基本健康診査に関すること				
[対象者] 30歳以上 [申込方法] はがき、電話、FAX、 メール、窓口 [健診会場] 総合健診センター 保健センター [健診日数] 44日間(6～7月) [受診者数] (15年度) 7,400 人 [一部負担金] 1,000 円	[対象者] 40歳以上又は希望者 [申込方法] 電話、窓口 [健診会場] 母子健康センター 勤労福祉センター [健診日数] 5日間(11月) 土曜日含む [受診者数] (15年度) 556 人 [一部負担金] 1,300 円	[対象者] 40歳以上 [申込方法] 電話、窓口 [健診会場] 保健センター 総合センター [健診日数] 7日間(5月) [受診者数] (15年度) 859 人 [一部負担金] 1,300 円	[対象者] 30歳以上 [申込方法] 電話、窓口 [健診会場] 保健センター [健診日数] 6日間(9月) [受診者数] (15年度) 703 人 [一部負担金] 1,300 円	基本健康診査については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
4 肺がん検診に関すること				
[対象者] 30歳以上 [申込方法] はがき、電話、FAX、 メール、窓口 [検診会場] 総合健診センター 保健センター [検診日数] 41日間(6～7月) [受診者数](15年度) 6,938人 [一部負担金] 0円	[対象者] 40歳以上又は希望者 [申込方法] 直接来場 [検診会場] 母子健康センター 勤労福祉センター [検診日数] 5日間(11月) [受診者数](15年度) 431人 [一部負担金] 200円	[対象者] 40歳以上 [申込方法] 電話、窓口 [検診会場] 保健センター 総合センター [検診日数] 7日間(5月) [受診者数](15年度) 721人 [一部負担金] 200円	[対象者] 30歳以上 [申込方法] 電話、窓口 [検診会場] 保健センター [検診日数] 6日間(9月) [受診者数](15年度) 673人 [一部負担金] 200円	がん検診については、 合併する年度の翌年度 に再編する。それまでの 間は、現行のとおりとす る。
4 胃がん検診に関すること				
[対象者] 40歳以上 [申込方法] はがき、電話、FAX、 メール、窓口 [検診会場] 保健センター	[対象者] 40歳以上又は希望者 [申込方法] 電話、窓口 [検診会場] 母子健康センター	[対象者] 40歳以上 [申込方法] 電話、窓口 [検診会場] 保健センター 総合センター	[対象者] 30歳以上 [申込方法] 電話、窓口 [検診会場] 保健センター	がん検診については、 合併する年度の翌年度 に再編する。それまでの 間は、現行のとおりとす る。

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
[検診日数] 37日間(8～10月) [受診者数](15年度) 3,062人 [一部負担金] 1,400円	[検診日数] 5日間(9月) [受診者数](15年度) 394人 [一部負担金] 1,300円	[検診日数] 7日間(7月) [受診者数](15年度) 426人 [一部負担金] 900円	[検診日数] 4日間(9月) [受診者数](15年度) 354人 [一部負担金] 900円	
4 大腸がん検診に関すること				
[対象者] 40歳以上 [申込方法] はがき、電話、FAX、 メール、窓口 [検診会場] 保健センター [検診日数] 37日間(8～10月) [受診者数](15年度) 3,033人 [一部負担金] 400円	[対象者] 40歳以上又は希望者 [申込方法] 窓口、健診会場 [検診会場] 母子健康センター [検診日数] 3日間(9・11月) [受診者数](15年度) 544人 [一部負担金] 500円	[対象者] 40歳以上 [申込方法] 電話、窓口 [検診会場] 保健センター 総合センター [検診日数] 5日間(7月) [受診者数](15年度) 461人 [一部負担金] 500円	[対象者] 30歳以上 [申込方法] 電話、窓口 [検診会場] 保健センター [検診日数] 4日間(9月) [受診者数](15年度) 416人 [一部負担金] 500円	がん検診については、 合併する年度の翌年度 に再編する。それまでの 間は、現行のとおりとす る。

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
4 子宮がん検診に関すること				
[対象者] 30歳以上 [申込方法] はがき、電話、FAX、 メール、窓口 [検診会場] 総合健診センター [検診日数] 27日間(1~2月) [受診者数](15年度) 2,694人 [一部負担金] 1,200円	[対象者] 30歳以上又は希望者 [申込方法] 直接来場 [検診会場] 母子健康センター [検診日数] 4日間(7月) [受診者数](15年度) 244人 [一部負担金] 1,200円	[対象者] 20歳以上 [申込方法] 電話、窓口 [検診会場] 保健センター [検診日数] 4日間(11月) [受診者数](15年度) 254人 [一部負担金] 600円	[対象者] 30歳以上 [申込方法] 電話、窓口 [検診会場] 保健センター [検診日数] 4日間(9月) [受診者数](15年度) 268人 [一部負担金] 600円	がん検診については、 合併する年度の翌年度 に再編する。それまでの 間は、現行のとおりとす る。
4 乳がん検診に関すること				
[対象者] 30歳以上 [申込方法] はがき、電話、FAX、 メール、窓口 [検診会場] 総合健診センター	[対象者] 30歳以上又は希望者 [申込方法] 直接来場 [検診会場] 母子健康センター	[対象者] 30歳以上 [申込方法] 電話、窓口 [検診会場] 保健センター	[対象者] 30歳以上 [申込方法] 電話、窓口 [検診会場] 保健センター	がん検診については、 合併する年度の翌年度 に再編する。それまでの 間は、現行のとおりとす る。

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
[検診日数] 27日間(1~2月) [受診者数](15年度) 2,735人 [一部負担金] 500円	[検診日数] 4日間(7月) [受診者数](15年度) 244人 [一部負担金] 300円	[検診日数] 4日間(11月) [受診者数](15年度) 252人 [一部負担金] 300円	[検診日数] 4日間(9月) [受診者数](15年度) 276人 [一部負担金] 300円	

関係法令等抜粋

【健康増進法】

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

(健康増進事業実施者の責務)

第4条 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業(以下「健康増進事業」という。)を積極的に推進するよう努めなければならない。

(定義)

第6条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。

(1)～(2)略

(3) 国民健康保険法の規定により健康増進事業を行う市町村、国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会

(4)～(7)略

(8) 母子保健法の規定により健康増進事業を行う市町村

(9)略

(10) 老人保健法の規定により健康増進事業を行う市町村

(11)略

(基本方針)

第7条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2～4 略

(都道府県健康増進計画等)

第8条 1 略

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 略

関係法令等抜粋

【母子保健法】

(国及び地方公共団体の責務)

第5条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前3条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

【老人保健法】

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重し、住民の老後における健康の保持を図るため、保健事業が健全かつ円滑に実施されるよう適切な施策を実施しなければならない。

【地域保健法】

第18条 市町村は、市町村保健センターを設置することができる。

2 市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設とする。

【予防接種法】

第3条 市町村長は、1類疾病及び2類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長〔特別区及び地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市(第9条において「保健所を設置する市」という。)にあっては、都道府県知事とする。〕の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

【結核予防法】

(定期の予防接種)

第13条 1～3 略

4 市町村長は、その管轄する区域内に居住する小学校就学の始期に達しない者に対して、政令で定める定期において、保健所長(特別区及び保健所を設置する市にあっては、都道府県知事)の指示を受け期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性である者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。